

## 【自治労明石市水道労働組合への回答】

平成 19 年 10 月 22 日

### 2007 年水道、下水道等公営企業評議会職場改善の統一要求に対する回答

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

水道事業は、累積赤字を解消するため、平成 16 年度から 4 年間の中期経営計画を定め、料金改定による負担を利用者にお願いするとともに、経費削減や事業の見直しに努めてきた。また、昨年度から職員の身を削るような協力のもとでの給与カット等にも取り組んでいる。その結果、計画の達成に目処がつく状況となった。しかし、水需要については、昨年度を上回る配水量を記録しているものの、今後も予断を許さない状況である。一方、今後は老朽管の更新や施設の強化など、大幅な支出の増加が予想される。

このような状況の中、安全で安心な水道水を提供し、継続的に利用者のニーズに応えていくためには、現在策定中の次年度からの中期経営計画に基づき、更なる経営改善に向けた取り組みが必要となる。

貴労働組合にあっても、現下の水道事業を取り巻く状況を共通理解し、経営改善に向けて、ともに努力をしていただきたい。

以上のことと踏まえ、各項目について、回答する。

## 1 直営堅持及び人員確保について

- ① 包括的第三者委託、地方独立行政法人、指定管理者制度、市場化テストなどの導入については検討の段階から組合と十分協議をすること。人員削減を目的とした営業（業務）課全面委託や浄水場・処理場の運転監視委託など業務委託についても、現在まで『公』で行ってきた点を十分評価し、引き続き直営で公的責任を果たすこと。

包括的第三者委託等水道事業の運営諸形態については、他事業体の動きを注視しつつ、利用者サービスの向上、業務効率の向上並びにコスト削減効果について十分な研究を行っていく考えである。

また、業務委託については、人員削減のみを目的とするものではなく、利用者サービスの向上を図るという観点を踏まえながら、直営で行うべき業務と民間でも行うことができる業務の選別を行っていくことが必要であると考えている。

- ② 住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。また、退職などによる欠員は正規職員で補充すること。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容等を精査のうえ、業務量に応じた配置をしていく考えである。

また、欠員補充については、民間委託、嘱託職員への置き換えも含め、検討すべきものと考えている。

- ③ 希望者の全てが雇用される高齢者再任用制度の確立と、再任用職場の確立を行うこと。

再任用制度については、全市的な事案として協議を進めていきたい。

- ④ 交代制職場での連続休暇取得が確保できるように交代勤務体制の充実を行うこと。

現行制度で連続休暇の取得は可能であると考えている。

- ⑤ 緊急修繕業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについての勤務体制が確立できない場合は緊急呼び出し手当・待機手当などによって待遇改善を行うこと。

現在、夜間・休日の緊急修繕業務については、委託契約に基づき、業者が対応しているが、これまで目立ったトラブルは生じていない。直営で緊急修繕に対応するためには、宿日直が必要となるため、コスト面から考えて直営体制に戻すことは考えていない。

また、緊急呼び出しについては、緊急出勤手当を設けている。

## 2 労働協約締結について

- ① 施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更に関することは「事前協議」とし、その別添案の「事前協議協定」を締結すること。

施設の統廃合等は、管理運営に属する事項である。

また、労働条件に関することは、従前から「事前協議に関する協定」に基づき事前協議を行なっているところである。

- ② 事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。

事前協議事項については、事案の目的についての十分な共通認識を図り、合意に向け努力する考えである。また、文書確認については、従来も行っているところである。

## 3 労働時間短縮などについて

- ① 公企労働者の労働時間を早期に1800時間に短縮すること。

勤務時間は、現行の週40時間が妥当と考えている。

- ② 時間外・休日勤務縮減に向けて、36協定の中身の一層の見直しを行うこと。また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。

労働基準法第36条の協定については、労使合意のもとに締結しているところである。

- ③ 時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「地域手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を算入する事。

現行算式が妥当であると考えている。

## 4 労働安全衛生について

- ① すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。

労働安全衛生法に基づき、水道部安全衛生委員会を設置している。

年間の事業計画については、年度当初の安全衛生委員会に諮り、承認を得ているところである。

- ② 公務災害・労働災害にかかる独自見舞金制度の確立を行う事。制度確立を行っている場合は死亡給付 3000 万円以上に増額を図る事。

地方公務員災害補償制度以外の給付制度は考えていない。

- ③ 酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。

上記については、必要な職員に対し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講させ、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として職場に配置することにより、事故防止を図っている。

また、本年度は主任者に対する酸素欠乏等危険作業講習会を実施し、安全意識の向上を図ったところである。

- ④ アスベスト対策として、在職者のみならず、退職者も含め健康診断の対象とすること。

本年度から健康診断において全職員に胸部エックス線の直接撮影を行っており、従前の間接撮影に比べて検査精度が向上したものと考えている。

また、退職者については、石綿管の切断作業等に従事した者及びアスベストが使用されていた施設に勤務したことのある者で、胸部エックス線検査を希望する者について、職員と同じ検査を実施している。

## 5 公企政策について

- ① 水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任のもてる検査体制を確立すること。

水質検査については、自己検査体制を基本としている。

- ② 鉛管の取替え計画を早急に進めること。

鉛管の取替については、今後とも財政面も考慮し計画的に整備する考えである。

- ③ 貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。

水道法及び水道条例に基づき、衛生行政との連携のもとに適正管理についての指導等に努めているところである。

- ④ 合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。

水源水質の保全の必要性については承知しているが、上記事項は、水道事業が推し進めていくべき事項ではないと考えている。

- ⑤ 地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。

地域水道ビジョンは、将来の水道事業の方向性を決めるものであり、それは当然利用者ニーズを反映したものでなければならないと考えている。

- ⑥ 下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

## 【自治労明石市水道労働組合への回答】

平成 19 年 10 月 22 日

### 単組独自課題に対する回答

- 1 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職、職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容を精査のうえ、業務量に応じた配置をしていく考えである。

また、欠員補充については、民間委託、嘱託職員への置き換えも含め、検討すべきものと考えている。

- 2 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また現在委託を行っている事業については、委託の是非について事業の見直しを行うこと。

地方公営企業として、安全安心な水道水を安定的に供給することは当然の義務と考えている。

業務委託については、コスト削減のみを目的とするのではなく、利用者サービスの向上を図るという観点を踏まえながら、直営で行うべき業務と民間でも行うことができる業務の選別を行う必要があると考えている。現在委託を行なっている業務についても同じ考え方である。

- 3 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。

労働条件に関わる点については、従来から貴組合と十分に協議等を行い、労働協約の要件を満たした書面の取り交わしをしており、今後もこの方針に変わりはない。

- 4 来年度の人員配置について、協約を締結すること。(臨職を含む)

職員配置については、管理運営に属する事項であり、協約の対象ではない。

- 5 明石市水道事業経営改善実施計画並びに明石市行政改革実施計画において挙げられている諸課題について、事前協議制を充分徹底すること。また、協議事項については、組合と合意に達するまでは実施しないこと。

事業に係る諸課題は、関係各課において十分な議論を行ない、解決を図っていくものと考えているが、労働条件に係わる点については、従来どおり協議を行う考えである。

**6 水道事業における将来計画について説明するとともに、引き続き組合と充分に協議すること。**

現在策定中の次期中期経営計画については、適切な時期に説明を行ないたいと考えている。

**7 魚住浄水場夜間等運転業務委託については、組合と充分協議すること。**

魚住浄水場夜間休日運転等業務委託に伴う魚住浄水場勤務職員の業務内容、業務量及び人員体制の変更等については、今後とも組合と協議をしていく考えである。

**8 高齢者雇用についての今後の考え方を明らかにすること。**

高齢者雇用については、全市的な事案として協議を進めていきたい。

**9 危機管理にかかわる予算を措置すること。**

安全・安定給水の事業目的に照らし、緊急性、影響度等を精査・勘案のうえ、予算措置を行っており、今後もこの考え方には変わりはない。

**10 施設の改善等に関することについては、別途協議すること。**

快適な職場環境の形成は、これまでも安全衛生委員会において協議してきたところであり、今後も変わりはない。

## 【自治労明石市水道労働組合への回答】

自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求書に対する回答

平成 19 年 10 月 22 日

明石市水道事業は、平成 14 年度より総施設の点検、検証、措置の管理サイクルの確立を図る一方、明石市地域防災計画に記載の上水道整備計画に基づき、災害に強い水道施設等の整備に努めているところである。

危機管理に関する取組みとしては、危機管理職場リーダー会議において現実に起こった事故事例等を検証し、教訓として今後に生かす方策を取りまとめ、課長会に報告の上、部内に周知することとしている。

また、昨年度はリーダー会議において「明石市水道部危機管理計画」を策定し、同計画に基づく訓練を実施した。

そのほか、平成 15 年度から水道部独自に、地元住民の参加のもとで、飲料水兼用耐震性貯水槽よりの給水訓練を実施しているところである。

なお、水道事業体の相互応援については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を、明石市管工事業協同組合とは「災害時における応急活動に関する協定書」を、また神戸市とは連絡管による応援給水の協定をそれぞれ締結し、災害に関する備えを行っているところである。